

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様  
※松江市内のみで指定障害福祉サービス等を実施する法人を除く

島根県健康福祉部障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱の改訂について（通知）

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成30年4月から施行され、昨年度、令和7年4月24日付け障第116号及び令和7年10月14日付け障第814号「障害福祉サービス等情報公表制度の運用について（通知）」に基づき御報告をいただいたところです。

については、今年度も昨年度と同様に、令和8年度島根県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱、システム操作説明書及び記入要領等に基づき、下記により報告してください。

なお、令和6年度の報酬改定により、情報公表システム上、「未報告」となっている事業所については、「情報公表未報告減算」が適用されることとなりました。（別添参照）

未報告の事業所におかれましては、適切な対応をお願いいたします。

記

1 報告する内容

- ・別添1基本情報及び別添2運営情報の各項目  
※令和8年4月1日以降に事業開始した事業者等は、別添1基本情報の各項目
- ・別添3経営情報の各項目

2 報告の方法

「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて行うこと

【ログインURL】 <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

3 報告期限

- (1) 令和8年4月1日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者等  
令和8年7月31日
- (2) 令和8年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者等  
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内
- (3) 経営情報の報告の期限は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3

月以内とする。

#### 4 その他報告にあたっての留意事項

関係資料は島根県ホームページ上に掲載しています。

##### 【島根県ホームページのURL】

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaijouhoukouhyou.html>  
島根県ホームページ > メニュー > サイトマップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け > 9 その他 > (3) 障害福祉サービス等情報公表制度について

#### 5 公表時期

- (1) 令和8年4月1日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者等  
報告後2か月以内
- (2) 令和8年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者等  
報告後1か月以内

##### 【問い合わせ先】

島根県健康福祉部障がい福祉課

指導給付係 山田

サービス育成係 堀江

TEL: 0852-22-6898 FAX: 0852-22-6687

専用 E-mail: syougai-jouhou@pref.shimane.lg.jp